# 第４回いすみ市農業委員会総会議事録

１　開催日時　　令和８年４月９日（木）　午後３時００分

２　開催場所　　大原庁舎　３階　３０１会議室

３　出席委員（１３名）

| | | |
|---|---|---|
| １番　織本　幸一 | ２番　麻生　等 | ３番　吉田　良和 |
| ５番　吉清　哲司 | ７番　岩瀬　俊哉 | ８番　菰田　賢 |
| ９番　松﨑　秋夫 | １０番　福山　博久 | １２番　吉野　一義 |
| １３番　中村　好男 | | |

４　欠席委員（３名）

| | | |
|---|---|---|
| ４番　髙橋　奈緒美 | ６番　鳥山　喜六 | １１番　吉野　一夫 |

５　提出議案

第１号　農地法第３条の規定による許可申請について

第２号　農地法第４条の規定による許可申請について

第３号　農地法第５条の規定による許可後の承継を伴う計画変更承認申請について

第４号　農地法第５条の規定による許可申請について

第５号　農用地利用集積等促進計画（案）について

第６号　令和８年度最適化活動の目標の設定等（案）について

その他

（開会　午後２時５５分）

事　務　局　　委員の皆様、第４回いすみ市農業委員会総会へご出席いただき、誠にありがとうございます。

総会開会前に少々お時間を頂きまして、令和８年４月１日付けの人事異動に伴い、事務局の体制が変わりましたのでご報告いたします。

はじめに転出した職員を紹介いたします。

続きまして、転入した職員を紹介いたします。

それでは、只今から令和８年第４回いすみ市農業委員会総会を開会いたします。

本日の議案は、６つございます。

それでは、最初に、定数の確認をさせていただきます。

本日の欠席委員は、４番　高橋委員、６番　鳥山委員、１１番　吉野一夫委員の３名であり、出席委員数は、委員総数１３名中１０名となっております。

よって、出席委員は過半数に達しておりますので、「農業委員会等に関する法律第２７条第３項」の規定により、本日の会議が成立いたしますことをご報告いたします。

それでは、開会に際しまして、織本会長よりご挨拶を申し上げます。

副　会　長　　（挨拶）

事　務　局　　それでは「いすみ市農業委員会会議規則第４条」の規定により織本会長に議長をお願いいたします。

議　　長　　審議に入る前に議事録署名人を指名させていただきます。

議席番号７番　岩瀬委員、８番　菰田委員にお願いいたします。

それでは、議案第１号　農地法第３条の規定による許可申請についてを議題といたします。

はじめに事務局の説明を求めます。

事　務　局　　議案第１号、農地法第３条の規定による許可申請番号１から番号１２ににについて説明いたします。

番号１、譲渡人理由は、保佐人による財産処分のためです。譲受人理由は、自宅に隣接しており、耕作に便利なためです。季節野菜を計画してい

ます。

申請土地、松丸字中北原　地目、田、〇〇〇〇㎡。権利内容は売買による所有権移転。図面番号は１です。

番号２、譲渡人理由は、高齢により、耕作出来ないためです。譲受人理由は、所有農地に隣接しており、耕作に便利なためです。栗を計画しています。申請土地、松丸字小滝　地目、畑、〇〇〇〇㎡。権利内容は、売買による所有権移転。図面番号は２です。

番号３、譲渡人理由は、転居に伴う、離農のためです。譲受人理由は、新規就農のためです。季節野菜・小麦を計画しています。申請土地、荻原字木折坂　地目、田、〇〇〇〇㎡、他〇〇筆、〇〇筆合計〇〇〇〇㎡。権利内容は、売買による所有権移転。図面番号は３です。

譲受人は、譲渡人の居宅も購入し耕作する予定です。

番号４、譲渡人理由は、高齢により、管理出来ないためです。譲受人理由は、新規就農のためです。果樹・季節野菜を計画しています。申請土地、大原字原ノ台　地目、畑、〇〇〇〇㎡。権利内容は、売買による所有権移転。図面番号は４です。譲受人は、現在住所地から通いで耕作を行う予定です。

番号５、譲渡人理由は、相続により取得したが、管理出来ないためです。譲受人理由は、新規就農のためです。季節野菜・果樹を計画しています。申請土地、大原字北古苗代　地目、畑、〇〇〇㎡、外〇〇筆、〇〇筆合計〇〇〇〇㎡。権利内容は、売買による所有権移転。図面番号は５です。

番号６、譲渡人理由は、農業経営規模縮小のためです。譲受人理由は、新規就農のためです。果樹・季節野菜を計画しています。申請土地、新田字仲川　地目、畑、〇〇〇〇㎡、外〇〇筆、〇〇筆合計〇〇〇〇㎡。権利内容は、売買よる所有権移転。図面番号は６です。

番号７、譲渡人理由は、相続により取得したが、管理出来ないためです。譲受人理由は、新規就農のためです。水稲を計画しています。申請土地、山田字飯塚　地目、畑、〇〇〇〇㎡、外〇〇筆、〇〇筆合計〇〇〇〇㎡。権利内容は、売買による所有権移転。図面番号は７です。

譲受人は、許可後いすみ市内に居宅を取得予定です。農業は初めてです

が、近隣に水稲の指導をしてくれる方がおり、一緒に耕作する計画です。また、現在耕作放棄されている土地なので、１年かけて農地に復元し、その中でどうしても水稲が出来ないような状態だった場合でも、埋め立て等必要な手続きの上、畑として活用することも検討しております。

番号８、譲渡人理由は、市外転居に伴う、離農のためです。譲受人理由は、農業経営規模拡大のためです。牧草を計画しています。申請土地、山田字大曲　地目、田、〇〇〇〇㎡、外〇〇筆、〇〇筆合計〇〇〇〇㎡。権利内容は、売買による所有権移転。図面番号は８です。

番号９、譲渡人理由は、市外転居に伴う、離農のためです。譲受人理由は、自宅に隣接し、耕作に便利なためです。季節野菜を計画しています。申請土地、山田字台畑　地目、田、〇〇〇〇㎡、外〇〇筆、〇〇筆合計〇〇〇〇㎡。権利内容は、売買による所有権移転。図面番号は８です。

番号１０、譲渡人理由は、相続により取得したが、管理出来ないためです。譲受人理由は、農業経営規模拡大のためです。水稲を計画しています。申請土地、細尾字根田　地目、田、〇〇〇〇㎡。権利内容は、売買による所有権移転。図面番号は９です。

番号１１、譲渡人理由は、相続により取得したが、管理出来ないためです。譲受人理由は、新規就農のためです。果樹・季節野菜を計画しています。申請土地、岬町榎沢　字山王　地目、畑、〇〇〇〇㎡。権利内容は、売買による所有権移転。図面番号は１０です。

譲受人は、申請地に隣接して居宅を取得しており、農機具も用意してあります。

番号１２、譲渡人理由は、高齢により、管理出来ないためです。譲受人理由は、農業経営規模拡大のためです。水稲を計画しています。申請土地、岬町押日字長堀　地目、田、〇〇〇〇㎡、外〇〇筆、〇〇筆合計〇〇〇〇㎡。権利内容は、売買による所有権移転。図面番号は１１です。譲受人は法人であり、農地所有適格法人の要件を満たしております。

以上で説明を終わります。ご審議よろしくお願いいたします。

議　　長　事務局の説明が終わりましたので、担当委員の補足説明に入ります。

番号１から３について、８番　菰田委員の補足説明をお願いいたします。

菰 田 委 員　　８番　菰田です。

番号１は、 譲受人の自宅の裏側の土地になります。自宅に隣接していて耕作したいということであります。問題ないと思います。番号２は、現況畑で隣接する田よりも少し高くなっていまして同じ高さになって譲受人が栗を作るということです。問題ないと思います。番号３は、新規就農とのことで問題ないと思います。

議　　長　　次に番号４、５について、１２番　吉野一義委員の補足説明をお願いいたします。

吉 野 委 員　　１２番　吉野です。

番号４は、事務局の説明のとおりです。問題ないと思います。番号５は譲受人は地元の方です。問題ないと思います。

議　　長　　次に番号６について、５番　吉清委員の補足説明をお願いいたします。

吉 清 委 員　　５番　吉清です。

譲受人は、隣接する宅地、家、倉庫も購入していますので、新規就農のためということで、問題ないと思います。

議　　長　　次に番号７から１０について、７番　岩瀬委員の補足説明をお願いいたします。

岩 瀬 委 員　　７番　岩瀬です。

番号７は、事務局から説明のあったとおりです。山口県の方ですが決まればこちらに居宅を持って近所の方に教えてもらいながら、耕作するそうです。今は草がすごく荒れていますが、重機等入れて整えるそうです。問題ないと思います。番号８は牧草をやるとのことです。この周辺も何ヶ所か牧草を植えております。問題ないと思います。番号９、１０も何年も前からこの方が耕作しております。問題ないと思います。

議　　長　　次に番号１１について、１３番　中村委員の補足説明をお願いいたします。

中 村 委 員　　１３番　中村です。

近くに受人の別荘があり、すでにここを借りてですね耕作していましたので、そのまま買い取るということですので、問題ないと思います。

議　　長　　次に番号１２について、２番　麻生委員の補足説明をお願いいたします。

麻 生 委 員　　２番　麻生です。

既にこの方が耕作しております。耕作してる方も有限会社ということで問題ないと思います。

議　　長　　担当委員の補足説明が終わりましたので質疑に入ります。

質疑ございませんか。

委　　員　　なし。

議　　長　　質疑ないようでございますので、原案のとおり決することに

ご異議ない場合は挙手願います。

挙手全員でございます。

よって、議案第１号については、原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第２号　農地法第４条の規定による許可申請についてを議題といたします。はじめに事務局の説明を求めます。

事　務　局　　議案第２号、農地法第４条の規定による許可申請について、ご説明いたします。

番号１、申請土地は、岬町中原字富士ノ下の田〇〇〇〇㎡で太東漁港の南側に位置します。図面番号は１２です。

申請地は、周囲を国道・住宅地に囲まれた小集団の生産性の低い農地であるため、第２種農地であると考えます。

転用目的は、貸駐車場です。隣接地にオープンする飲食店の駐車場とするものです。埋め立ては行わず、転圧のみです。国道より低いためスロープを設置し、雨水桝を２か所設置します。

全体の所要資金は、〇〇〇〇円で自己資金にて賄います。

番号２、申請土地は、岬町江場土字宮下の田〇〇〇〇㎡で、岬庁舎の南東側に位置します。図面番号は１３です。

申請地は、市街地化が見込まれる区域内にある農地のうち、相当数の街区を形成している区域にある農地であるため、第２種農地であると考えます。

埋立てを行い、資材置場を計画しています。地元建設会社に貸す予定です。全体の所要資金は、〇〇〇〇万円で借入金にて賄います。

番号３、申請土地は、岬町江場土字宮下の田〇〇〇〇㎡で、岬庁舎の南

東側に位置します。図面番号は１３です。

申請地は、市街地化が見込まれる区域内にある農地のうち、相当数の街区を形成している区域にある農地であるため、第２種農地であると考えます。

埋立てを行い、貸駐車場〇〇台を計画しています。地元店舗、地元住民に貸す予定です。

全体の所要資金は〇〇〇〇円で借入金にて賄います。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議　　長　事務局の説明が終わりましたので、担当委員の補足説明に入ります。

番号１について、３番　吉田委員の補足説明をお願いいたします。

吉田委員　３番　吉田です。

現場周辺の田はほとんど田の原形を成しておりません。近所の店が改築しておりますのでそれにかかわる駐車場として使用にするようです。問題ないと思います。

議　　長　次に番号２、３について、９番　松﨑委員の補足説明をお願いいたします。

松﨑委員　９番　松﨑です。

番号２は隣には住宅等建っており休耕の状態です。事務局から説明のあったとおりです。問題ないと思います。番号３は近所に飲食店、不動産屋さんがあり、駐車場は、ありえないことでもないので、問題ないと思います。

議　　長　担当委員の補足説明が終わりましたので質疑に入ります。

質疑ございませんか。

委　　員　なし。

議　　長　質疑ないようでございますので、原案のとおり決することに

ご異議ない場合は挙手願います。

挙手全員でございます。

よって、議案第２号については、原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第３号　農地法第５条の規定による許可後の承継を伴う計画変更承認申請についてを議題といたします。

はじめに事務局の説明を求めます。

事　務　局　　議案第３号、農地法第５条の規定による許可後の承継を伴う計画変更承認申請について説明いたします。

番号１、本件土地は、国府台字細廓の田〇〇〇〇㎡で、苅谷橋の北東側に位置します。図面番号は１５です。

当初計画内容、蓄電設備設置用地〇〇〇〇㎡。当初許可年月日、令和〇年〇月〇日許可。当初許可番号、千葉県夷農指令第〇〇〇号の〇〇。　変更理由、社内の技術者の人員不足により、電気事業法上必要な安全管理体制を整えることが困難になったため、同内容で事業実施を予定していた譲受人に承継するものです。

承継計画は、蓄電池設置〇〇〇〇㎡です。本申請と同時に農地法第５条の許可申請がなされております。議案第４号番号２です。

承継者である譲受人は、木更津市で発電及び売電に関する事業等を行う会社を経営しております。

上下水道なし、雨水は自然浸透で対応します。

権利の内容は、売買による所有権移転です。

全体の所要資金は〇〇〇〇円で自己資金にて賄います。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議　　長　　事務局の説明が終わりましたので、担当委員の補足説明に入ります。

番号１については、鳥山委員が欠席のため、事務局の説明のとおり、問題ないとの報告を受けております。

議　　長　　事務局の説明が終わりました。質疑に入ります。質疑ございませんか。

委　　員　　なし。

議　　長　　質疑ないようでございますので、原案のとおり決することにご異議ない場合は挙手願います。

挙手全員でございます。

よって、議案第３号については、原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第４号　農地法第５条の規定による許可申請についてを議題といたします。はじめに事務局の説明を求めます。

事　務　局　　議案第４号、農地法第５条の規定による許可申請について、ご説明いた

します。

番号１、申請土地は、深谷字向根の田〇〇〇〇㎡で、夷隅庁舎の北西側に位置します。図面番号は１４です。

申請地は、１０ヘクタール以上の農地の広がり内にある農地であることから第１種農地に該当し、原則として許可できませんが、転用目的が住宅で、集落に接続することから例外的に許可できるものと考えます。

譲受人は譲渡人の子で、専用住宅〇〇〇〇㎡を計画しております。実家周辺に建設する事を希望し、本件土地を選定しました。

用水は公営水道、雨水は浸透桝を設置して宅内処理、し尿及び雑排水は宅内に合併処理浄化槽を設置して処理し、東側の側溝路へ排水します。

権利の内容は、贈与による所有権移転です。

全体の所要資金は〇〇〇〇円で借入金にて賄います。

番号２は議案第３号番号１と同一案件のため説明を省略いたします。

番号３、申請土地は、作田字南台の畑〇〇〇〇㎡で上総中川駅の北側に位置します。図面番号は１６です。

申請地は、周囲を住宅、太陽光発電施設用地等で囲まれ、小集団の生産性の低い農地であるため、第２種農地であると考えます。

転用用途は、太陽光発電施設です。太陽光パネル１３６枚を設置します。周囲にはフェンスを設置するなど安全対策を図ります。

用水は設置無し。排水は雨水のみで、自然浸透とします。

譲受人は、太陽光発電事業者で、千葉県外で数か所の発電施設の設置実績があります。

権利の内容は、売買による所有権移転です。

全体の所要資金は、〇〇〇〇円で自己資金にて賄います。

番号４、申請土地は、作田字南台の畑〇〇〇〇㎡で番号３のすぐ西側です。全体の所要資金は〇〇〇〇円です。それ以外は番号３と同内容ですので説明を省略いたします。

番号５、申請土地は、岬町江場土字宮下の田〇〇〇〇㎡で、岬庁舎の南東側に位置します。図面番号は１３です。

申請地は、土地改良事業の施行区域内にある農地であることから第１種

農地に該当し、原則として許可できませんが、転用目的が住宅で、集落に接続することから例外的に許可できるものと考えます。

譲受人は、隣接地に親と居住しておりますが、将来、家族で暮らすため、専用住宅〇〇〇〇㎡を計画しております。実家周辺に建設する事を希望し、本件土地を選定しました。

用水は公営水道、雨水は浸透桝を設置し宅内処理、し尿及び雑排水は宅内に合併処理浄化槽を設置して処理し、北側の側溝へ排水します。

権利の内容は、使用貸借権設定です。

全体の所要資金は〇〇〇〇円で自己資金及び借入金にて賄います。

以上で説明を終わります。ご審議の程よろしくお願い申し上げます。

議　　長　事務局の説明が終わりましたので、担当委員の補足説明に入ります。

番号１、２については、鳥山委員が欠席のため、事務局の説明のとおり、問題ないとの報告を受けております。

議　　長　次に番号３、４について、１０番　福山委員の補足説明をお願いいたします。

福山委員　１０番　福山です。

番号３、４はともにすでに隣接する土地には太陽光機器が設置されており、問題ないと思います。

議　　長　次に番号５について、９番　松﨑委員の補足説明をお願いいたします。

松﨑委員　９番　松﨑です。

番号５は、現在この土地の北側に住んでいる実家から独立して家を建てるということで問題ないと思います。

議　　長　　担当委員の補足説明が終わりましたので質疑に入ります。質疑ございませんか。

委　　員　なし。

議　　長　質疑ないようでございますので、原案のとおり決することにご異議ない場合は挙手願います。

挙手全員でございます。

よって、議案第４号については、原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第５号　農用地利用集積等促進計画（案）についてを

議題といたします。事務局の説明を求めます。

事　務　局　　議案第５号、農用地利用集積等促進計画（案）につきまして、ご説明いたします。

農用地利用集積等促進計画（案）につきまして、農地中間管理事業の推進に関する法律、第１９条第３項の規定により、農業委員会の意見聴取が定められております。

内容につきましては、議案書に記載のとおりでございます。

３２ページをご覧ください。

再設定で、賃貸借権４５件、使用貸借権６件、貸付者４０名、借受者２３名、田、１４９，２３１㎡、畑、７，９０３㎡、合計、１５７，１３４㎡です。

４６ページをご覧ください。

新規設定で、賃貸借権４６件、使用貸借権２件、貸付者４７名、借受者１８名、田、１４０，５８９㎡、畑、１４，５１４㎡、合計１５５，１０３㎡です。

以上の計画（案）は、農地中間管理事業の推進に関する法律、第１８条第５項各号に掲げる事項を満たしているものと考えます。

以上で説明を終わります。

ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

議　　長　　事務局の説明が終わりましたので、質疑に入ります。

質疑ございませんか。

委　　員　　なし。

議　　長　　質疑ないようでございますので、原案のとおり決することにご異議ない場合は挙手願います。

挙手全員でございます。

よって、議案第５号については、原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第６号　令和８年度最適化活動の目標の設定等（案）についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

事　務　局　　議案第６号「令和８年度最適化活動の目標の設定等」（案）につきまして、ご説明いたします。

この目標の設定については「令和４年度から毎年度、最適化活動の目標を設定し、最適化活動の実施状況及び最適化活動の目標の達成状況について点検・評価し、その結果を公表する」との国の通知により設定するものです。

はじめに「Ⅰ　農業委員会の状況」ですが、記載のとおり統計で示されている数値等が入っておりますので、説明は省略いたします。

次に「Ⅱ　最適化活動の目標」の「１　最適化活動の成果目標」の「（１）農地の集積」についてです。現在の集積面積及び集積率を「①現状及び課題」で示しております。「②目標」の集積率ですが、指針において農地の集積に係る目標を８０％以上に設定している場合には、当該集積率を目標とし、これに該当しない場合は、都道府県若しくは市町村が定めた目標を設定するものとする。となっていることから、市の集積目標３２％を設定しております。今年度末の集積率については、弾力的に設定できるものとする。となっており２３％と設定しております。

「（２）遊休農地の解消」に移ります。「①現状及び課題」では前年度実施しました利用状況調査の結果を示しております。「②目標」についてですが、目標数値の指示がなされておりますので、その数値を入れております。

「（３）新規参入の促進」に移ります。「①現状及び課題」では過去３年間の実績を示しております。「②目標」についてですが、目標数値の指示がなされておりますので、その数値を入れております。なお「新規参入者への貸付等について農地所有者の同意を得た上で公表する農地の面積」というのは、新規参入者が農地の借り入れ等を希望する場合にあっせんできるよう、所有者等から内諾を得ておくものです。

次に「２　最適化活動の活動目標」ですが、先に「（２）活動強化月間の設定目標」について説明させて頂きます。この強化月間については、目標数値の指示が記載されておりませんが、年３回以上設定するように求められていることから、３回と設定しております。「（１）推進委員等が最適化活動を行う日数目標」ついても目標数値の指示が記載されておりませんが、「１　最適化活動の成果目標」を達成するために相応しい活動日数を地域の実情を勘案しつつ設定するとなっていることから、１人当たりの活動日

数を５日と設定しております。「（３）新規参入相談会への参加目標」ですが、都道府県、市町村等が実施する新規参入相談会に推進委員等が１名以上参加することを目標として設定するとなっていることから、最低限の１回と設定しております。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

議　　長　事務局の説明が終わりましたので、質疑に入ります。

質疑ございませんか。

委　　員　なし

議　　長　質疑ないようでございますので、原案のとおり決することにご異議ない場合は挙手願います。

挙手全員でございます。

よって、議案第６号については、原案のとおり可決されました。

以上で提出された議案すべての審議が終了しました。

その他になりますが何かありますか。

事　務　局　農地の転用事実に関する照会に対する回答について、報告いたします。

今回、回答済の９件について、議案書４７ページから４８ページに記載のとおり報告させていただきます。

つづきまして、非農地通知申出書に対する回答について、報告いたします。

回答済の１件について、議案書４８ページに記載のとおり報告させていただきます。

以上で報告を終わります。

議　　長　他に何かありますでしょうか。

委　　員　なし。

議　　長　他にないようでございますので、本日お諮りした議案すべてを終了しました。

以上持ちまして令和８年第４回いすみ市農業委員会総会を閉会とさせていただきます。慎重審議ありがとうございました。

（閉会　午後３時４５分）

議事録署名人

議長

委員

委員